

児童虐待から子どもを守ろう！ 11月は児童虐待防止推進月間です。 見すくすな 幼い子どもの SOS

児童虐待は、子どもの心やからだに大きな傷を与え、時には命にも関わる大きな影響を与える深刻な問題です。

地域に住むみなさんの気づきが、虐待から子どもを守り、子どもが健やかに成長できるための第一歩になります。

児童虐待とは

「そんなつもりはなかった…」
と思っても、子どもに有害であれば「虐待」です。

児童虐待は、主に次の4種類に分けられています。

身体的虐待

なぐる、ける、首をしめる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

性的虐待

性的ないたずら、性的行為の強要など

養育の怠慢（ネグレクト）

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、病気で病院に連れて行かない、自動車の中に放置する、同居人による虐待を放置するなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きよ

うだいの差別的扱い、子どもの前でのDVなど

もし、児童虐待に気づいたら

「虐待ではなかったらどうしよう」、「通報したことが周りに知られたらどうしよう」などと思わず、勇気を出して相談してください。あなたの一報が子どもと親を守るのです。

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときは、次の相談機関へ相談ください。

秘密は守られます。

○筑西児童相談所

☎0296(24)1614

※月曜日から金曜日

午前8時30分から

午後5時15分まで

但し、土・日曜日・祝日・夜間等の児童相談所閉庁時には「いばらき虐待ホットライン」に転送されます。

○いばらき虐待ホットライン

(24時間対応)

☎0293(22)0293

○お問い合わせ

健康福祉課

☎(84)1111(内線282)

父子家庭のみなさまへ 児童扶養手当の申請は お済みですか？

ひとり親家庭の自立を支援するため、父子家庭の父にも児童扶養手当が8月分から支給されます。受給するためには申請が必要ですよ。

【申請の方法】

児童扶養手当は、原則、申請を行った月の翌月分から支給されますが、父子家庭の方が11月30日までに申請いただくと次の取扱いとなります。

○7月31日までに支給要件に該当している方
11月30日までに申請をすれば、8月分から支給されます。

○8月1日から11月30日までに支給要件に該当した方
11月30日までに申請をすれば、要件に該当した日の翌月分から支給されます。

11月30日を過ぎると「申請日の翌月分」からの支給になりますので、早めに手続きをお願いいたします。

【申請に必要なもの】
申請は健康福祉課で受け付けています。申請にあたって必要な書類がご家庭の状況等によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

○お問い合わせ
健康福祉課 社会福祉G

☎(84)1111(内線237)

地域包括支援センターだより

シルバーハビリ体操に参加してみませんか？

高齢化が急速に進行し、要介護状態の方が年々増加するなか、5年後には「団塊世代」も高齢者の仲間入りになります。年をとってからも、健康でいきいきとした生活を送るためには、適度に体を動かし、生活能力を維持していくことが大切です。

シルバーハビリ体操とは、介護予防のための体操で、寝て、床で、椅子に座って、立ってどんな姿勢でもでき、道具を使わず、いつでも、どこでも、ひとりでもできる体操です。

シルバーハビリ体操をみなさんに知っていただくために、県では体操を指導するボランティアの講習会を行っており、県全体では3,516名(平成22年8月現在)の方が、「シルバーハビリ体操指導士」として活躍されています。町でも10名の方が体操を通して、みなさんの健康を応援しています。

《シルバーハビリ体操指導士のみなさんより》
「人間らしく生きるために」私達はお手伝いしています。



シルバー体操教室		
会場	期日	時間
ひばりの里	第1・3金曜日	午前10時～11時
中央公民館	第2・4木曜日	午後1時30分～3時

4月から「シルバー体操教室」を行っています。一緒に体を動かし、みんな楽しく、元氣になりました。みなさんの参加をお待ちしております。

また、「シルバーハビリ体操指導士」となって、私達と一緒に活動してみませんか？

興味のある方は、地域包括支援センターにご連絡ください。

○お問い合わせ
地域包括支援センター
☎(84)0006